

平成26年(国)第968号

平成27年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）

の再審査請求の趣旨は、国民年金法（以下「国年法」という。）第52条の2に定める死亡一時金（以下、単に「死亡一時金」という。）の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、同人の妻であったA（以下「亡A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、死亡一時金の支給を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、国年法第102条第4項（注：「102条第1項第4号」とあるのは誤記と認める。）の規定により受給権が時効により消滅したためとして、死亡一時金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由の要旨は、以下のとおりである。

平成〇年に亡Aあてに「ねんきん定期便」が送られて来たことを契機に、亡Aに係る国民年金第3号被保険者死亡届（以下「本件死亡届」という。）の手続を請求人が勤務するB社（以下「本件事業所」という。）の事業主（以下、単に「本件事業主」という。）が行っていないことが判明し、さらに〇〇区役所（以下「区役所」という。）からの亡Aに係る死亡一時金（以下「本件死亡一時金」という。）の請求勧奨を契機に、亡Aの死亡日が、年金記録上、正しくは平成〇年〇月〇日

であるところ、誤って平成〇年〇月〇日と登録されていることが判明した。請求人は、亡Aの死亡日から2年以上経過していることが明らかになっているにもかかわらず、〇〇年金事務所（以下「事務所」という。）からの依頼を受けた区役所から、本件死亡一時金の請求勧奨を受け、平成〇年〇月〇日に本件死亡一時金の請求をし、事務所からも「時効援用をしない事務処理の認定基準」の入力誤りに該当するとの説明を受けていたところ、本件死亡一時金の不支給の決定を受けたものである。本件には、本件事業主による本件死亡届の遅延、日本年金機構（以下「機構」という。）の亡Aの死亡日の入力誤り、事務所の説明誤りがあったのであるから、不支給の決定には納得がいかないというものである。

第3 問題点

1 国年法第52条の2により、第1号被保険者としての保険料納付済期間等が36月以上ある者が死亡した場合において、その者に遺族があるときは、死亡一時金が支給される。国年法第52条の3により、死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者等で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとされている。

2 請求人が亡Aの死亡を原因として、本件死亡一時金の受給権を取得したこと、請求人が本件死亡一時金を請求した日が、受給権取得日から2年を経過した後の日であることは、後記第5の1の(1)より明らかなのであるから、本件における問題点は、請求人が第2の3で申し立てるような事実があったかどうかであり、それが認められる場合には、そのような事実関係の下において、保険者が国年法第102条第4項の「死亡一時金を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。」との規定により、請求人に死亡一時金を支給しなかつたことが、本件における事実関係に照らして、妥当であったかどうかである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(5) (略)

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 請求人が不服の理由として申し立てている、本件事業主による本件死亡届の遅延、機構の亡Aの死亡日の入力誤り、事務所の説明誤りの存否について検討する。

まず、本件事業主による本件死亡届の遅延については、上記1の(2)及び(5)からも明らかなように、請求人は亡Aの死亡後、速やかにその死亡報告を本件事業主にしていたところ、本件事業主は、その委託先の社労士事務所との間での確認漏れにより、平成〇年〇月に請求人から問い合わせがあるまで届出漏れに気付かず、本件死亡届は亡Aの死亡日から2年以上経過した平成〇年〇月に行われていることが認められる。

次に、死亡日の入力誤りについては、上記1の(2)ないし(4)からも明らかなように、本件死亡一時金の請求勧奨を請求人にしたことを発覚の契機として、機構〇〇事務センターにおいて、亡Aの死亡日が正しくは平成〇年〇月〇日と入力されるべきところ、平成〇年〇月〇日と誤入力されていたことが、平成〇年〇月に判明している。

そして、説明誤りについては、上記1の(3)及び(4)のとおり、死亡日の誤入力を認識したのであれば、その段階で死亡一時金が請求可能かどうかを確認したうえで請求人に案内すべきところ、事務所では、死亡日の入力誤りを安易に「時効援用しない事務処理の認定基準」の入力誤りに該当すると判断し、区役所に対して、請求人に本件死亡一時金の請求勧奨をするよう依頼し、その依頼に基づき区役所が請求人に対して請求勧奨していることが認められる。

められる。

そうすると、請求人が不服の理由として申し立てている事項については、すべて事実と認められることになる。

(2) 次に、国年法第102条第4項の規定により、受給権が時効により消滅したためとして、請求人に死亡一時金を支給しないとした原処分が、本件における事実関係に照らして、妥当であったかどうかを検討する。

従来、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付(以下「年金」という。)の支給を受ける権利については、会計法第30条及び第31条第1項の規定により、消滅時効期間が満了したときは、時効の援用を要せず、時効により消滅することとされていたところ、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号。以下「時効特例法」という。)により、その施行日(平成19年7月6日)において年金を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者等について、年金記録の訂正がなされたうえで裁判が行われた場合においては、その裁判による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利について、当該裁判の日までに消滅時効が完了した場合においても、当該権利に基づく年金が支払われることとなった。

また、時効特例法の施行日後に受給権を取得する者の支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利については、時効特例法による改正後の厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第92条第4項及び国年法第102条第3項において、会計法第31条の規定を適用しない旨の規定が設けられたことにより、時効による当該権利の消滅の効果は、当該権利の発生から時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、国により時効が援用されたときに初めて確定的に生

するものとされた。そして、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて」(平成24年9月7日付年管発0907第6号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知。以下「本通知」という。)により、消滅時効援用の取扱いが通知されている。

本通知によれば、時効の援用をしないものとして、①年金記録の訂正を行ったもの(厚年法第28条又は国年法第14条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で裁判が行われた場合)、②時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの(「時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準」(以下「認定基準」という。)により時効援用しない事務処理誤りと認定された場合。ただし、①に該当する場合を除く。)とされ、本件に關係する認定基準としては、入力誤り(適正に審査された請求書等とは異なる内容が、社会保険オンラインシステムに登録されていることが確認できる場合)及び説明誤り(機構若しくは市区町村の窓口若しくは電話等における制度の説明誤り及び説明漏れ、又は請求書等の作成若しくは添付に係る指示誤りを行った事実が確認できる場合であって、受給者の責に帰すべき事由が認められない場合。ただし、市区町村が行った説明については、国年法に基づく法定受託事務を執り行う過程で行ったものに限るものとする。)がある。

本件を、本通知及びその趣旨に照らして検討してみると、機構〇〇事務センターが亡Aの死亡日の入力誤りをしたこと、請求勧奨をするにあたって死亡日、すなわち本件死亡一時金の受給権発生日からすでに2年以上経過しているのであるから、死亡一時金が請求可能かどうか確認したうえで案内すべきところ、それをせず請求人に誤った請求勧奨をしたことは、事実に相違ないところであるが、本件死亡届は、亡

Aの死亡日から2年以上経過した平成〇年〇月に提出されており、機構による入力誤りがなかったとしても、本件死亡一時金に係る請求勧奨は、その受給権が発生した日から2年を経過する日の前に行われることはなかったことは明らかである。請求人は、本件死亡届の遅延は本事業主の責めによるものであり、請求人に何ら落ち度がないのであるから、保険者は時効を援用すべきでないと主張するのであるが、本事業主の責めを保険者の責めに転嫁することは許されないのであり、請求人の主張を認めることはできない。また、受給権発生日から2年を経過しているにもかかわらず請求勧奨した説明誤りについても、受給権発生日から2年を経過した後に行われたものであるから、当該説明誤りが請求手続きを遅らせたものとはいえないし、死亡日の入力誤りや当該説明誤りの内容が死亡一時金の受給要件に影響を与えるものとはいえないのであるから、死亡日の入力誤りや当該説明誤りをもって、保険者に時効の援用をさせるべきでないとする合理的な理由を見い出すことはできない。

(3) 以上のことからすると、本件死亡一時金の受給権は、その発生日から2年後の平成〇年〇月〇日の経過により時効により消滅したものといわざるを得ない(国年法第102条第4項、民法第140条、第141条、第142条、第143条第2項、行政機関の休日に関する法律第1条第1項第1号、第2号)。したがって、請求人の主張には理由がなく、原処分を取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。